

29各介第475号
平成30年3月30日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
会長 稲垣 光晴 様

各務原市内における通所介護に係る指定居宅サービス事業者の
新規指定の規制について（通知）

各務原市長 浅野 健司



平素より各務原市介護保険行政にご協力頂き厚く御礼申し上げます。この度各務原市内における通所介護に係る指定居宅サービス事業者の新規指定について、以下の通り取り扱うこととしますので通知します。

1. 概要

第7期かかみがはら高齢者総合プランに記載した通所介護事業の見込量を確保するため、岐阜県指定分と各務原市指定分の両方に対して総定員数で新規指定を規制する。

現在の各務原市内の通所介護サービス総定員数 1,008人（H30.4.1見込）
総定員数の基準（上限値） 1,100人（差92人）

2. 規制の目的及び根拠

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模型居宅介護の見込量を確保するため。（平成30年4月1日改正 介護保険法第70条第10項、法第78条の2第6項第5号、及び介護保険法施行規則第126条の8から11）

3. 今後のスケジュール

平成30年4月	全ての新規指定通所介護サービス事業希望者は
↓	指定申請前に各務原市と事前協議を要する
(この間周知期間を取る)	
↓	
平成30年9月1日	規制開始

別紙 手続きの流れ

